

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年4月
ふじみ野市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 ふじみ野市は、埼玉県の南西部に位置し、地域の範囲は東西7.5km、南北6.0 km、その面積は14.64㎢である。また本市は、首都経済圏に位置し都心より30 km地点にあるため、将来とも生鮮食糧基地としての営農条件に恵まれている。

本市の農業は、中央部から西部、南部にかけての畑地帯、東部の水田地帯からなり、気候は温暖で日照も多く、豊富な水資源に恵まれた自然環境のなかで農業が営まれている。一方、都市化の進行や社会経済情勢の変化等により、農用地のかい廃や労働力の減少をはじめとして、農業生産構造も大きく変化している。このような状況にあって、需要の動向や生産環境の変化に対応しつつ、恵まれた気候風土と首都圏に隣接した立地条件を生かし、畑地帯では野菜を中心に、水田地帯では米を中心とした農業経営がなされている。

今後は、特に担い手を中心に農業経営の安定的拡大と農業所得の向上を図ることを基本として、地域の特性と都市化の進展に対応した農業の諸施策を推進し、生産性の高い農業経営の確立を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 農業構造については、1戸あたり平均耕作面積が、約60アールで、首都圏に位置するため、恒常的勤務による副業的農家が多く、土地利用型農業を中心としての農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動は顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって副業的農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農用地の権利移動が進む可能性が高まっている。

- 3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり380万円程度）年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする

自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、農林振興センター等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、農業再生協議会と協力し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて農地中間管理事業等を進める。

また、これらの農用地の権利移動に関しては、農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の作成・更新を通じた地域での話し合い等により、農用地の利用集積を図る。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を促すとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導のもとに、既存露地野菜の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入による産地化、ブランド化を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより

地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な副業的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展が結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 農業再生協議会との協力体制として、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けて行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、過去数年、ほぼ横ばいの状況となっているが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保する必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標年間330人を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の確保を図っていくものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所

得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について東地域と西地域に区域区分して、これを示すと次のとおりである。

〔東地域個別経営体〕
 (東地域農業経営の指標)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
露地野菜 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 こかぶ 200a ほうれんそう 100a 〈経営面積〉 畑 2ha	〈資本装備〉 作業場 1棟 予冷库 1基 トラクター26ps 1台 トラクター22ps 1台 トラック 軽トラック 畑地かんがい施設 シーダーマルチャー 堆肥盤 〈その他〉 ・収穫調整作業の機械化 ・地力増進のためのイネ 科作物の導入 ・畑地かんがい施設活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理等にP Cを使用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
露地野菜複合 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻 350a こかぶ 150a ほうれんそう 50a 〈経営面積〉 水田 4ha 畑 4ha	〈資本装備〉 トラクター26ps 1台 コンバイン(2条刈) 1台 田植機(4条) 1台 トラック 作業場 堆肥盤 畑地かんがい施設 シーダーマルチャー 予冷库 〈その他〉 ・稲栽培用機械の共同利用 ・収穫調整作業の機械化 ・地力増進のためのイ 科作物の導入 ・畑地かんがい施設活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生育診断、経営管理、ほ場管理等に高度情報管理システムを導入	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
鉢物 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 シクラメン 24,000鉢 ゼラニウム 20,000鉢 ハドラジア 25,000鉢 ハビスカス 18,000鉢 〈経営面積〉 ガラス温室1,500㎡ ビニールハウス 500㎡	〈資本装備〉 ガラス温室 作業場 底面給水装置 温風暖房装置 用土混合機 トラクター 〈その他〉 ・施設は複合環境制御 ・底面給水栽培 ・畑地かんがい施設活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にP C F A Xを活用し経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保
施設きゅうり 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 促成きゅうり 3,000㎡ 抑制きゅうり 3,000㎡ 〈経営面積〉 ガラス温室3,000㎡	〈資本装備〉 ガラス温室 3,000㎡ 作業場 堆肥盤 トラクター26ps 1台 自動カーテン装置 施肥灌水装置 トラック 温風暖房機 〈その他〉 ・施設は複合環境制御装置 ・施肥灌水は自動装置 ・集出荷場は共同利用 ・接ぎ木作業の機械化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・市場予測、販売、経営管理にP C を活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・選別、荷作りの簡素化、施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
主穀単 一 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲 15ha 小麦 10ha 〈経営面積〉 水稲 15ha	〈資本装備〉 トラクター 40ps 1台 コンバイン(4条刈) 1台 乗用施肥田植機(4条) 1台 トラック(2t) 1台 〈その他〉 ・米麦二毛作体系 ・乾燥調整出荷にはコントリーエレベーターを利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・P Cを活用した経営記帳と経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

〔西地域個別経営体〕
 (西地域農業経営の指標)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
露地ほ うれん そう複 合	〈作付面積等〉 ほうれんそう 100a 小松菜 50a 水菜 50a 〈経営面積〉 畑 1.3ha	〈資本装備〉 作業場 1棟 トラクター25ps 1台 トラック(1t) 1台 予冷库 1基 畦立播種マルチャー 1台 堆肥盤 堆肥散布機 1台 畑地かんがい施設 〈その他〉 ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のための緑肥作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・市場予測、販売管理にP Cを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
基幹的 従事者 2人				
露地か ぶ複合	〈作付面積等〉 かぶ 170a 小松菜 50a 〈経営面積〉 畑 1.3ha	〈資本装備〉 作業場 1棟 トラクター25ps 1台 トラック(1t) 1台 予冷库 1基 畦立播種マルチャー 1台 堆肥盤 堆肥散布機 1台 畑地かんがい施設 〈その他〉 ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のための緑肥作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用		
基幹的 従事者 2人				

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
露地根 菜類複 合 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 ほうれんそう 100a さといも 70a にんじん 40a 〈経営面積〉 畑 1.4ha	〈資本装備〉 作業場 1棟 トラクター25ps 1台 トラック(1t) 1台 予冷库 1基 畦立播種マルチャー 1台 堆肥盤 堆肥散布機 1台 畑地かんがい施設 〈その他〉 ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のための緑肥作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・市場予測、販売管理にP Cを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
茶 基幹的 従事者 2人	〈作付面積等〉 茶 2.5ha 〈経営面積〉 茶園 2.5ha	〈資本装備〉 防霜ファン 農機具庫 荒茶加工場 仕上げ加工場 冷蔵倉庫 栽培管理機械一式 60K型製茶機1ライン 仕上げ加工機一式 トラック(1t) 1台 堆肥盤 〈その他〉 ・早、中、晩品種による適期適採 ・防霜ファンの設置 ・製茶加工機械は全自動式 ・良質生葉の一部購入 ・収穫調整作業等の機械化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・市場予測、販売管理にP Cを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指針

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地の取得などの受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の活用に取り組む。

加えて、ふじみ野市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力などを発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活用できるよう必要な情報の提供を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供を行う。

また、就農後の定着に向けて販路開拓や営農面等の相談対応を県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業会議、農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

上記第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積に当たっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的なまとまりとなるよう努める。

また、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、

地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

(地域のシェアの目標)

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農用地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであるが、経営農用地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農用地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及び農用地の利用集積を推進するため施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、他の農業者の集まり等を積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調

整を行う。農業上の利用が行われる農用地等の区域設定については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を毎年実施することとし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 西地域においては、今後地域に即した基盤整備が必要なので、ほ場整備、かんがい施設の整備等を実施するとともに土壌改良の推進を行い、生産基盤条件を生かした新作目の導入を実施する。

イ 東地域においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手への農用地の集積、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農業経営基盤の強化を図る。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

(1) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- ① 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業の特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

① 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために
行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用
地利用改善事業の実施を促進する。

② 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、
農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であ
ると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的
条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領
域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に
あっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、
集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

③ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、②に規定する区域内の農用地の効率的
かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措
置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

④ 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事
項を定めるものとする。

- a 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事
項
- b 農用地利用改善事業の実施区域
- c 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- d 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関す
る事項
- e 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係
の改善に関する事項
- f その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を
明らかにするものとする。

⑤ 農用地利用規程の認定

ア ②に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定
款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるもの
は、基本要綱参考様式第６－１号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規
程について、市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第
２３条第１項の認定をする。

- a 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

- b 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - c 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - d ④のアのdに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - e 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への提示により公告する。
- エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- ⑥ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ア ⑤のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であることと見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- イ アの規定により定める農用地利用規程においては、④のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- a 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - b 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - c 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
 - d 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について⑤のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑤のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑤のアの認定をする。
- a イのbに掲げる目標が②に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - b 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地

について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑦ 農用地利用改善団体の勧奨等

ア ⑤のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

⑧ 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、⑤のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

（３）委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

① 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委

託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、
更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料
金の基準の設定

② 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開
設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、
農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織
化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるもの
とする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適
切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の
推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進
や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議に
おける農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進す
るための環境の整備を図る。

(4) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

① 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、(1)から(3)までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の
強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、新
技術の開発、高性能機械化体系の確立のため農業近代化施設の導入を推進し、
効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件
整備を図る。

イ 農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に
資するよう努める。

ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作
を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に農業協同組合・農用地利
用改善団体等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担
化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努
める。

エ 美しいむらづくりの推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定
住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤
強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

②推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用

地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、このような協力の推進に配慮する。

第６ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする

附 則

この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成２６年９月２５日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和３年８月２５日から施行する。

附 則

１ この基本構想は、令和５年９月２０日から施行する。

２ 利用権設定等促進事業については、令和７年３月３１日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。

附 則

この基本構想は、令和７年４月３０日から施行する。